



11月から、衆参両議院の憲法審査会が1年以上の休止期間を経て再開されました。昨年6月、自民党が招致した3人の参考人（憲法学者）全員が、集団的自衛権の行使は憲法違反であると発言したのを最後に、憲法審査会は開かれなくなっていたのです。自ら呼んだ参考人に「刺される」という失態がよほどの打撃だったのでしょうか。しかし、いわゆる「改憲派」が両院で憲法改正の発議に必要な議席を確保した今、自民党が改憲を押し切る千載一遇のチャンスだと狙っていることは間違いありません。今後、「改憲する」という結論は決まっている」かのような乱暴な議論が一気に進む可能性があります。私たち主権者は、慎重に議論の経過を監視していかなければなりません。

既成事実

自民党は、最初に国民投票にかける改憲のテーマとして何を提案すれば野党の賛成が得られるか、水面下で検討を進めています（とにかく改憲という既成事実を作りたい、という本末転倒な姿勢なのです）。有力視されているのが、「緊急事態時における国会議員の任期延長」。衆議院議員の4年の任期満了にともなう総選挙の直前に大災害が起きたら、選挙ができず国会議員が不在になってしまうのではないかと！ というのです。「不測の事態

国民は主権者たりえるか

に備えて、任期を延長できるようにすべきだ」と一見、もっともなように聞こえますが、定め方によ

っては政権の恣意的な運用でいつまでも延長され、意図的に選挙を先延ばしにされてしまう危険があります。そもそも首相や大臣など、閣僚は選挙に関係なく、次の内閣が組閣されるまではずっと職に就いているので、選挙ができなくなり首相もいなくなるようなことはありません。任期満了の前に衆議院が解散されるのも慣行化していることもあり、任期延長の条項を加える必要性がそもそもないといえます。緊急事態条項と同じく、無駄な不安をあおるようなやり方での提案には、冷静に拒否することが肝要です。

教訓

最後に、私たちが今、一番心にとどめるべき条文をご紹介します。

「日本国憲法12条前段 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」

71年前、暴走する権力は、男と女と子どもの命と人権を、埃のように吹き飛ばしました。そこから学び取った「人権は自ら守りぬかなければならない」という教訓を70年経った今、活かせるかどうか。私たちは「主権者」たりえるのか。試されている気がしてなりません。（おわり）